

北上市告示甲第47号

北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付要綱を次のように定め、令和5年5月1日から適用する。

令和5年7月1日

北上市長 八重樫 浩 文

北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付要綱

(目的)

第1 この告示は、新型コロナウイルス感染症（感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行規則（平成10年厚生省令第99号）第1条第15号に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）について、希望する市民へのワクチンの接種を迅速に終わることができるよう、新型コロナウイルスワクチンの個別接種（以下単に「接種」という。）を行う診療所に対し、予算の範囲内で北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金（以下「支援金」という。）を交付することにより、ワクチンの接種回数を底上げし、市民へのワクチンの接種を迅速に実施できる接種体制を強化することを目的とする。

(交付対象者)

第2 支援金の交付の対象となる者は、市内に所在する診療所（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5第2項に規定する診療所をいう。以下同じ。）とする。ただし、納期の到来した市税の滞納が無い者に限るものとする。

(支援金の区分等)

第3 支援金の区分、対象事業及び交付額は、別表のとおりとする。

(交付申請)

第4 支援金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付申請書兼請求書（様式第1号）に接種を行った実績が分かる書類を添えて市長が指定する日までに、市長に申請しなければならない。

(交付決定等)

第5 市長は、第4の規定による申請があった場合は、内容を審査し、適当と認めるときは支援金の交付を決定して北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付決定通知書（様式第2号）により、不適当と認めるときはその旨を、申請者に通知するものとする。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付決定を申請者に通知したときは、当該決

定をした日に申請者から支援金の請求があったものとみなして、支援金を交付するものとする。

(支援金の取消し等)

第6 市長は、申請者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の交付決定を取り消すことができる。

(1) 虚偽の申請その他不正の手段により支援金の交付を受けたとき。

(2) その他市長が適当でないとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の交付を取り消したときは、既に交付した支援金の返還を命ずるものとする。

(立入検査等)

第7 市長は、予算の執行の適正を期するため、申請者に対して必要な報告を求め、又は当該職員に、その事務所、事業場等に立ち入り、帳簿書類その他の必要な物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

(書類の整備等)

第8 申請者は、対象事業を実施した事実を明らかにした書類を整備し、当該対象事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しておかなければならない。

(事業実施期間)

第9 対象事業の実施期間は、令和5年5月1日から令和6年3月31日までとする。

(補則)

第10 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

別表(第3関係)

区分	対象事業	交付額
接種回数 底上げ事業	診療所が、市長が別に定める期間において、1週当たり100回以上の接種を4週間以上行う事業又は1週当たり150回以上の接種を4週間以上行う事業。ただし、それぞれの1週のうち、少なくとも1日は時間外、夜間又は休日に接種体制を用意するものに限り、それぞれの1週はいずれか一方の事業の事業期間の算定の基礎とできるものとする。	次の各号に掲げる事業の区分ごとに、当該各号により算出した額の合計額 (1) 1週当たり100回以上の接種を4週間以上行う事業 当該事業の事業期間中の接種回数に2千円を乗じた額 (2) 1週当たり150回以上の接種を4週間以上行う事業 当該事業の事業期間中の接種回数に3千円を乗じた額
接種施設	診療所が、市長が別に定める期間にお	1日当たり10万円

<p>数増加協 力事業</p>	<p>いて、1日当たり50回以上の接種を行 う事業。ただし、接種回数底上げ事業 の事業期間の算定の基礎となる週に属 する日に行うものを除き、時間外、夜 間又は休日に接種体制を用意するもの に限る。</p>	
---------------------	--	--

備考 この表において「1週」とは、月曜から日曜までの期間をいう。

年 月 日

北上市長 様

名称
 代表者名
 所在地
 電話番号

北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付申請書兼請求書

北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金の交付を受けたいので、北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付要綱第4の規定により、関係書類を添えて、次のとおり申請します。なお、交付対象者の要件の確認のため、申請者の課税台帳等の情報を市が閲覧することに同意します。

記

1 交付申請兼請求額 円

2 内訳 月 日から 月 日の間
 150回以上接種した取扱とする週 週
 100回以上接種した取扱とする週 週

	接種回数底上げ事業			接種施設数 増加協力事業	
	接種回数	週150回以上接種	週100回以上接種	日	円
月 日の週	回	円	円	日	円
月 日の週	回	円	円	日	円
月 日の週	回	円	円	日	円
月 日の週	回	円	円	日	円
月 日の週	回	円	円	日	円
月 日の週	回	円	円	日	円
月 日の週	回	円	円	日	円
月 日の週	回	円	円	日	円
月 日の週	回	円	円	日	円
合計	回	円	円	日	円

医療機関コード

日ごとの内訳

様式第2号（第5関係）

北上市指令 第 号

所在地

法人名・事業所名

代表者名

北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金について、 円を交付することに決定したので、北上市新型コロナウイルスワクチン個別接種促進支援金交付要綱第5の規定により通知します。

年 月 日

北上市長

